



平成 18 年 3 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 ニトリ
代表者名 代表取締役社長 似鳥 昭雄
(コード番号 9843 東証1部、札証)
開示窓口 執行役員経理部長 野嶽 直樹
電話番号 011-664-6611

定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 30 日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 11 日開催予定の第 34 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款を変更する理由

(1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、より効果的、経済的な開示方法として電子公告制度を導入するため、公告の方法を変更するものであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月に施行が予定されていることに伴い、株式会社の定款が当該法律に基づき作成されることに伴う所定の変更、新設、削除等を行うとともに、会社経営を機動的、効率的、且つ適正に進めていく上で必要な規定を新設するもので、その主な内容は次のとおりであります。

参考書類等のインターネット開示(変更案第 16 条)、取締役会における一定条件での書面または電磁的記録決議(変更案第 22 条)、社外取締役、社外監査役および会計監査人との責任限定契約締結(変更案第 28 条)、および剰余金の配当等決定機関(変更案第 30 条)の各規定であります。なお、本変更は、「会社法」の施行日をもって効力が生じる旨の附則を設けております。

2. 定款の変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

本件についてのお問合せは、下記までお願いいたします。

〒006-8520 札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番 8 0 号

株式会社 ニトリ 総務部法務担当 竹田

電話番号 011-664-6610 FAX 番号 011-664-6617

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>[公告の方法]</p> <p>第4条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>[会社が発行する株式の総数]</p> <p>第5条 <u>当社の発行する株式の総数は、1億4,400万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>[1単元の株式数および単元未満株券の不発行]</p> <p>第6条 <u>当社の1単元の株式の数は、50株とする。当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>[株式取扱規程]</p> <p>第7条 <u>当社の株券の種類、ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他の株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>[名義書換代理人]</p> <p>第8条 <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>[基準日]</p> <p>第9条 <u>当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載された株主(実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。前項の他必要がある時は、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>[機関の設置]</p> <p>第4条 <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p>[公告方法]</p> <p>第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>[発行可能株式総数]</p> <p>第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、1億4,400万株とする。</u></p> <p>[株券の発行]</p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>[単元株式数および単元未満株券の不発行]</p> <p>第8条 <u>当社の1単元の株式数は、50株とする。当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>[株式取扱規程]</p> <p>第9条 <u>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他の株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>[株主名簿管理人]</p> <p>第10条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> (削 除) (削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>[基準日]</p> <p>第11条 <u>当社は、毎年2月20日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>

<p>[招 集] 第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>[招集者および議長] 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、かつ議長となる。 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>[決 議] 第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 <u>商法第343条に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって決する。</u></p> <p>[議決権の代理行使] 第13条 株主は当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>[員 数] 第14条 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p>[選 任] 第15条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> — <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> — <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>[任 期] 第16条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>[代表取締役および役付取締役] 第17条 取締役会の決議をもって当社に取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。 取締役社長は、当社を代表する。 取締役社長のほか、取締役会の決議により、<u>当社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>[業務執行] 第18条 取締役社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p>	<p>[招集の時期] 第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年5月にこれを招集する。</u></p> <p>[招集権者および議長] 第13条 (現行どおり)</p> <p>[決議要件] 第14条 (現行どおり)</p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。</u></p> <p>[議決権の代理行使] 第15条 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>[参考書類等のインターネット開示] 第16条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>[員 数] 第17条 (現行どおり)</p> <p>[選 任] 第18条 <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> — (現行どおり)</p> <p>[任 期] 第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (現行どおり)</p> <p>[代表取締役および役付取締役] 第20条 (現行どおり) (現行どおり) <u>取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>[業務執行] 第21条 (現行どおり) (現行どおり)</p>
--	--

<p>[取締役会の招集者および議長]</p> <p>第19条 <u>取締役会は、取締役社長がこれを招集し、かつ議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>[取締役会の招集通知]</p> <p>第20条 <u>取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の時はこれを短縮することができる。</u></p> <p>[取締役会規程]</p> <p>第21条 <u>取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>[報酬および退職慰労金]</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>[取締役の責任軽減]</p> <p>第23条 <u>当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>[員数]</p> <p>第24条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>[選任]</p> <p>第25条 <u>監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>[任期]</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>[常勤監査役]</p> <p>第27条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>[監査役会の招集通知]</p> <p>第28条 <u>監査役会の招集通知は、会日から3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の時はこれを短縮することができる。</u></p>	<p>[取締役会]</p> <p>第22条 <u>取締役会は、取締役社長がこれを招集し、かつ議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の時はこれを短縮することができる。取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>[員数]</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>[選任]</p> <p>第24条 (削除)</p> <p><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>[任期]</p> <p>第25条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>[常勤監査役]</p> <p>第26条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>[監査役会]</p> <p>第27条 <u>監査役会の招集通知は、会日から3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の時はこれを短縮することができる。監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>
--	---

<p><u>〔監査役会規程〕</u> 第29条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>〔報酬および退職慰労金〕</u> 第30条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p><u>〔監査役の責任軽減〕</u> 第31条 <u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除</p> <p><u>〔損害賠償責任の一部免除〕</u> 第28条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u> — <u>当社は、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額を法令が定める金額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p><u>〔営業年度〕</u> 第32条 <u>当社の営業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの年1期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>〔利益配当〕</u> 第33条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載された株主、または登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p><u>〔中間配当〕</u> 第34条 <u>当社は、毎年8月20日現在の株主名簿に記載された株主、または登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>〔除斥期間〕</u> 第35条 <u>利益配当金または中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過した時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>〔事業年度〕</u> 第29条 <u>当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとする。</u></p> <p><u>〔剰余金の配当決定機関〕</u> 第30条 <u>当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u> — <u>当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によつては行わない。</u></p> <p><u>〔剰余金の配当の基準日〕</u> 第31条 <u>期末配当は毎年2月20日、中間配当は毎年8月20日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p><u>〔配当金の除斥期間〕</u> 第32条 <u>期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過した時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>会社法（平成17年法律第86号）施行に伴う変更は、同法施行日から効力を発生するものとする。</u> <u>なお、本定款の附則については、期日経過後これを削除する。</u></p>

以 上